

令和3年10月1日

関係者各位

千葉市桜木園
園長 柿沼 宏明

緊急事態宣言解除に伴う対応について

平素より、当園をご利用いただき、ありがとうございます。9月30日に緊急事態宣言が解除されました。現在、感染者は減少傾向にあり医療提供体制も改善しつつありますが、十分とは言えない状況であるため、千葉県では感染の早期の再拡大を防止する観点から段階的に緩和措置をとることとしています。

宣言の解除に伴い、桜木園では以下の対応を行います。

- ・通園は他施設と並行利用をしている方の受け入れを再開します。
- ・短期入所は現在の体制を当面の間、継続します。利用前14日間の健康観察及び入所直前の抗原検査を引き続き実施いたします。ご協力をお願いいたします。
- ・外来診療は、初診に加えて再診についても10月1日から対面診療を再開します。また、実施を制限・中止していた心理検査、リハビリテーションについても再開します。
- ・外来診療を受診される方は感染の再拡大防止のため、検温等の健康観察をしていただくとともに、発熱等体調不良の場合には来所を控え、予約を取り直していただくようお願いいたします。

詳しくは桜木園にお問い合わせください。